

令和4年度 いちき串木野市結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



いちき串木野市では、新婚世帯の新居の住居費・引越費用等を支援します。

概要

どんな世帯が
対象なの？

- 次の①～④の要件を全て満たす世帯です。
- ①令和4年1月1日から令和5年2月28日までに婚姻届を提出した世帯
 - ②令和5年2月28日までの間に結婚を機に本市に住居を新たに購入・リフォームまたは賃借し、当該購入・賃借した住居の住所に住民異動届を提出した世帯
 - ③夫婦の所得(令和3年分)を合わせて400万円未満^(注)の世帯
(注)世帯収入約540万円未満に相当。
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除できます。
※結婚を機に離職し、申請時も無職の方は所得は0円として取り扱います。
 - ④夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

どんな費用が
対象なの？

- | | |
|----------|---|
| 新居の住居費 | <ul style="list-style-type: none"> ㊦新居の購入費 ㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外 ㊨リフォーム費用 |
| 新居への引越費用 | ㊩引越業者や運送業者に支払った引越費用 |
- ㊦～㊩はすべて領収書等で支払いを確認できるものが対象です。

いくら補助を
受けられるの？

上記の対象費用の㊦～㊩を合わせて1世帯あたり上限24万円です。予算がなくなり次第終了します。

申請方法は？

提出書類は、市のホームページへの掲載のほか、市役所企画政策課でも配布しています。

【期 限】令和5年3月15日(水)
【問合先】いちき串木野市役所
企画政策課 企画調整係(串木野庁舎2階)
【電 話】0996-33-5628
【E-mail】seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp



いちき串木野市結婚新生活支援事業Q & A

Q1

夫婦の所得が400万円未満という要件だが、所得とはなにか。
どのように確認するのか。

A1

【給与所得者の場合】

所得＝1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

※給与所得控除額は年収によって変わります。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。また、勤務先からの源泉徴収票で確認することもできます。
申請の際は令和4年1月1日に住所があった自治体の発行する所得証明書が必要です。

【自営業の場合】

所得＝売上金額－必要経費

Q2

再婚の世帯も補助の対象となるか。

A2

補助の対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を既に受けたことがある（他の市町村を含む）場合は、補助の対象となりません。

Q3

婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は対象となるか。

A3

対象となります。ただし、同居開始後に生じた費用に限ります。

Q4

婚姻前から同居している場合は対象となるのか。

A4

対象となりますが、婚姻後に発生した費用に限ります。

ただし、契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

↓その他ご不明な点は、おもての連絡先にお問合せください。